

目次

育成する人材像と研究科の教学目標

研究科を取り巻く情勢と2010年度の教学課題

カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

FD等の授業改善

2011年度入試

学習・進路就職支援

教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

法務研究科の運営について

研究業績

育成する人材像と研究科の教学目標

1 アドミッションポリシー

2010年度に実施した2011年度入試でも、立命館大学法科大学院は、「地球市民法曹」の育成を理念としつつ、「公平性、公開性、客観性、多様性」を守りながら、前年度より定員を20名減らして、未修40名、既修90名、計130名の定員を充たしつつ、優秀な入学者を確保することを目指した。入試についての詳細は の記述に譲る。

法科大学院の入試方式としての制約がある中で、本学法学部からの優秀な入学者の確保は、重要度の高い課題である。とりわけ、既修者入試では、学部時代の法学教育との有機的連携が肝要である。この点では、2011年度後期入試から、法学部との連携を強化し、志願者がある程度増やすことができた。

2 学力形成・進路就職目標

新司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、特色ある質の高い法曹を送り出していく。本学は「地球市民法曹」の養成を教学理念に掲げているが、グローバルな視野の形成、鋭い市民感覚を養成する科目群を置き、履修プログラム化することでこれに対応している。

2010年5月に実施された第5回新司法試験の結果は、47名の合格者を輩出したが、残念ながら、前年度の60名から大幅に後退する結果となった(全国14位、私大6位、関西私大2位)。全体の合格率が昨年度の27.6%から25.4%へと低下するなかで、本学の合格率は20%を切る状態となり、この点の改善が早急の課題であることは明らかとなった。さらに、合格者数だけでなく合格率の向上と、司法研修所やさらには法曹としての就職後の本学修了者の状況を法科大学院カリキュラムにフィードバックし、カリキュラムの高度化を図ることが必要である。

研究科を取り巻く情勢と2010年度の教学課題

1 社会的環境

司法制度改革、とりわけ法曹人口の増加にブレーキをかける動きが出つつある。また、法科大学院志願者数（適性試験受験者数）自体が、漸減傾向にあり、情勢を見守ることが必要である。また、それとも関連して、2010年度ないし2011年度から各法科大学院の定員を2割程度削減する動きがあり、本法科大学院においても少人数によるより充実した教育を実現するため、2011年度より、入学定員を現在の150名（未修50名、既修100名）から130名に削減（各10名ずつ削減）することを2009年度に決定している。

2 学生実態

法科大学院の入学資格である適性試験受験者は、2003年度に大学入試センター実施のものと日弁連法務研究財団実施のものをあわせて、53654名であったが、2010年度の両者の適性試験志願者合計は14975名であり、進学母体層が大幅に減少していることが裏付けられる。

本法科大学院の入学者を出身大学別に見ると、2010年度は、立命館大学51名、同志社大学15名、京都大学9名、関西大学6名、関西学院大学5名、の順である。全体的な受験生の減少に伴い、関西からの学生の割合が増加しているが、それでも全体の入学者の中で近畿地方の大学以外の出身者が25.5%を占めており、全国的に受験者を吸引する力は、低下してきたが、まだ相当数あると言える。

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人（大学または大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は58名であった。法学部以外の学部出身者は28名であった。

入学者の男女比率は、2010年度は、既修は女性17名対男性70名であった。未修は17名対29名であった。

2010年度の休学者は10名（継続2名、新規8名）、退学者は10名（うち、休学終了をもって退学した者が3名）、除籍者3名であった。休学理由は、「病気」（3件）勤務の都合（4件）・家庭の事情（3件）と多様化している。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者があり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

3 教育体制

2010年度には研究者教員で女性教員が1名赴任し、現在、専任教員で女性が2人（実務家教員と研究者教員）であり、少しは改善されたもののジェンダー構成上の改善課題である。ただし、2012年度には女性教員が1名赴任する。今後の人事においてもジェンダーバランスに配慮する。

また、専任教員の担当授業時間数については、2010年度においては、ダブルカウント教員を解消することにより、法務研究科専任教員の実質的増加を通じたさらなる教員の授業負荷の軽減と、教員間でのアンバランスの平準化を法学部とも連携しながら進めた。また2012年度には民事訴訟法と刑事訴訟法の教員が新たに赴任するので、当該関連科目の負担の平準化を更に推進できる予定で

ある。

* 2010年度法科大学院教員持ちコマ数(専任教員・特別契約教授・特任教授・任期制教授)
(法学部とのダブルカウント含む) なお、この持ちコマには、法科大学院以外の講義も含む。1
コマ = 90分

持ちコマ 時間	09年 持ちコマ数	10年 持ちコマ数
最大	13.0	12.0
最小	3.0	4.0
平均	8.68	8.57

カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1 カリキュラムの実施状況

受講登録状況については別表添付

法律基本科目

(1) L1科目

民法科目で定期試験でのC、F評価の割合(つまり再試験対象者)が他の科目より高い科目が存在した点が、2007年度以前は問題とされてきた。将来法曹となるための必要な知識と応用力を身につけるといふ点から、一定の水準が要求されることは勿論であるが、特にL1の段階で未修者の到達水準をどのように設定すべきかについては、定期試験の実施方法を含め科目担当者間の共通認識とする取組が進められてきた。その結果、本年度は、昨年度に引き続き、極端にCやF評価の割合が高い科目はほぼなくなったと言ってよい。

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、当該年次の法律基本科目の単位数を6単位増加させることが文科省によって認められたので、本法科大学院においても、2010年度より、L1配当法律基本科目の単位数を6単位増加させることとし、具体的には、公法科目につき1単位(行政法)、商法につき2単位(商法)、民事訴訟法につき1単位(民事訴訟法 b)、刑法につき2単位(刑法)増加させた。その分、学生にとっては学ぶべき量が増えたが、授業の内容は充実させることができた。効果の検証は、今後の課題である。

(2) L2・S1科目

同一科目で学生アンケートの結果等に差がある講義の、クラス間格差の解消は継続的な課題であり、FD活動の充実や担当者間の協議といった取組によって問題の解消が図られることが望まれる。本年度は、2科目において相当程度の成績評価分布のクラス(担当者)間での差異が発生したため、担当者への改善指導を実施した。

演習については L2、S1 の合同クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院 2 年目と 1 年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が特に高くかつ条件の整う科目（刑事訴訟法演習）において 2007 年度より 3 グレード制を実施した。グレード制の取組が、果たして学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FD フォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われているし、今後も検討が続けられるべきである。

(3) 必修講義科目や演習（実務総合演習）はクラス指定制であるが、相当数のクラス変更希望があるのが法科大学院の特徴である。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない人数の範囲内でクラス変更認めている。本年度から、司法試験選択科目に該当するパック等科目との時間割上のバッティングを事由とするクラス変更申請は特段の事情のない限り認めるものとしている。

実務基礎科目

実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数担当しているが、このチームティーチングをより実質化することが課題となっている。そのためには、カリキュラムの制度枠組みに留まらず、内容、テーマと教授方法に関する共同研究を深める必要があり、部門ごとに検討会が開催され、実務家教員を含めて教材作成等につき議論が行われた。また、文書作成能力を高めるため、公法実務総合演習や民事法実務総合演習では、教材を題材として文書作成が行われた。各実務総合演習科目に関しては、研究者教員と実務家教員の双方が参画し、開講前に入念な検討会がもたれる中、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営の在り方が具体的に検討された。

また、公法、刑事法、民事法の全ての実務総合演習科目で、履修前提科目（民事は要件事実と事実認定も含む）の GPA による 2 グレード別クラスとして、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように改善している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、今後も検討が必要である。

実習科目

リーガルクリニック（法律相談）、リーガルクリニック（女性と人権）、エクスターンシップの 3 科目のうち 1 科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である（2010 年度の受講者はリーガルクリニック 49 名、リーガルクリニック 17 名、エクスターンシップ 53 名）。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー & 守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出と事後指導のスタイルは定着してきたといえる。

リーガルリサーチ & ライティングを必修科目として位置づけているが、未修者、既修者ともに各々の 1 年目に配置されている。

基礎法学・隣接科目

一部に講義科目としても受講者がやや多い科目がある。一般的傾向として、全科目 GPA は法律基

本科目 GPA を上回る。基礎・隣接や次項の先端・展開では、問題関心にそって選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると見ることもできる。

先端展開科目

a) 3つの法務プログラムに講義2科目と演習1科目からなる科目パックを各4つ配置して、専門性を体系的に深められるよう工夫している。

b) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習は、2010年度も所要の受講者数を確保することが出来た(10名+既卒者1名)。地球市民法曹養成の趣旨に適合する科目であり、引き続き受講生を確保する努力が必要である。

c) 京都セミナー(現代法務特殊講義)は、2011年2月7日(月)~2011年2月11日(金・祝)に朱雀キャンパスで開催された。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、本年は立命館大学のほか神戸大学、成城大学、学習院大学、帝塚山大学、シドニー大学、オーストラリア国立大学、ボンド大学より講師を招聘し、講義はすべて英語で行われた。参加者数は、59名(うち法科大学院生は23名)を確保することが出来た。

d) 大阪弁護士会との提携科目として出発した現代法務特殊講義(テーマ「民事介入暴力対策法実務講義」担当者・野村太爾弁護士)を前年度に続き開講した。

e) 応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックの受講者を中心に履修指導を行った。

定期試験・再試験

a) 再試験はC評価の者は申請自体が半分程度であり、しかも再試験手数料を払い込んで申請したにも関わらず受験しない者も少なくない。Fへの変更を危惧しているためであろうが制度の趣旨からすれば適切ではない。こうした弊害の発生も受け、既に段階的に再試験制度を廃止していくことが決定されている。

b) かつては、定期試験期間の試験実施は法律基本科目の講義科目とし、90分試験を原則としてきた。しかし、法律基本科目の演習、実務基礎科目である実務総合演習も定期試験期間中に試験実施する傾向が見られたことから、統一を図る必要があった。そこで、2008年度より、こうした科目はすべて定期試験科目として執行することが合意された。また、2008年度からは、最終講義日から定期試験まで一定の間隔を置くよう配慮し、2010年度もこれを踏襲している。

疑義照会・異議申立て

2010年度前期は疑義照会26件、異議申立て7件。後期は、疑義照会34件、異議申立て11件。修了判定に対する異議申立ては3件であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2 カリキュラム改革の概要・進捗

本法科大学院は、新司法試験合格実績において、2009年度まで4年連続、合格者数で全国トップ10の座を占め、また2009年度は、西日本私学で1位の座を占めたが、2010年9月に判明した新司法試験合格実績においては、全国トップ10の座から脱落するとともに、関

関両大学院に対しては引き続き優位に立ったものの、同志社大には相当数の差をつけられるという極めて厳しい結果となった。また、従来からの課題である合格率の向上に関しても、さらに合格率は低下することとなり、改善が求められる状況にある。各法科大学院の定員削減の動向とも軌を一にして、今後、法科大学院間での競争が一層熾烈化する見込みであることを踏まえれば、法曹たり得る基礎学力を錬成し、司法試験合格者の質量両面での確保を図るという法科大学院教育の原点に立ち返る中で、不断のカリキュラムの見直しを実施していく必要がある。一方で、将来の実定法分野における研究者・教員養成の在り方を展望すれば、法務研究科修了者からの計画的育成を図ることも緊急的な課題と言える。

このような環境認識を踏まえ、2011年度のカリキュラム改革としては、以下の3点の実施を決定した。

a. 新司法試験選択科目対応力の強化、合格後の実務対応力の強化の観点からの先端・展開科目（パック科目）の見直し（科目の再編と新設）

（ ）倒産処理法関係につき、倒産処理法務（4単位）、倒産処理法務演習（4単位）の計8単位とし、併せて、パック化を行う（倒産処理法務パック）。現行の倒産処理法（2単位）、倒産処理法演習（2単位）から計4単位の増加となる。

*経過措置として、2011年度、旧カリ・倒産処理法（講義）2単位の既取得者につき、新カリ・倒産処理法務演習（4単位）の受講登録を認めることとする。

（ ）経済法関係につき、経済法（4単位）、経済法務演習（2単位）、経済法務演習（2単位）の計8単位とし、併せて、パック化を行う（経済法務パック）。現行の独占禁止法（2単位）、独占禁止法演習（2単位）から計4単位の増加となる。

*経過措置として、2011年度、旧カリ・独占禁止法（2単位）の既取得者につき、新カリ・経済法務演習・経済法務演習（合計4単位）の受講登録を認めることとする。

*経済法務演習 に関しては、夏期集中の開講形態とし、東京の法律事務所所属の弁護士が非常勤講師として担当する。

（ ）国際関係私法関係につき、国際関係私法（2単位）、国際関係私法（2単位）、国際関係私法演習（4単位）の計8単位のパック科目（国際関係私法パック）と、国際関係私法（2単位）の非パック科目に再編する。現行の国際取引法務（2単位）、国際取引法務（2単位）、国際取引法務演習（4単位）のパック科目（計8単位）と国際私法（2単位）に再編する。結果、合計単位数は変化しない。

*国際関係私法パック選択者については、新司法試験対応力の錬成の観点から、国際関係私法 ならびに国際民事訴訟法についても併せて受講するように、履修指導を行う。なお、国際関係私法は、国際私法総論、国際家族法を、国際関係私法 は、国際財産法を、国際関係私法 は、国際売買・輸出入取引法を、各々取扱うものとする。

*経過措置として、2011年度、旧カリ・国際取引法務、国際取引法務、国際私法のいずれか2単位以上の既取得者につき、新カリ・国際関係私法演習の受講登録を認めることとする。

（ ）国際関係公法関係につき、国際関係公法（2単位）、国際関係公法（2単位）国際関係公

法演習（４単位）の計８単位のパック科目（国際関係公法パック）と、国際人権法務（２単位）の非パック科目に再編する。結果、現行の国際人権法務（２単位）、国際人権法務（２単位）、国際人権法務演習（４単位）のパック科目（計８単位）と国際法（２単位）の再編となり、合計単位数は変化しない。

*なお、国際関係公法は、国際関係公法に関する基礎的知識の習得を、国際関係公法は、国際関係公法の解釈と適用に必要な知識とその実際の操作法の習得を、国際関係公法演習は、国際関係公法全体に関する演習を、各々扱うものとする。

*経過措置として、2011年度、旧カリ・国際人権法務、国際人権法務、国際法のいずれか２単位以上の既取得者につき、新カリ・国際関係公法演習の受講登録を認めることとする。

（ ）金融法務演習（４単位）を新設するとともに、金融法（２単位）、保険法（２単位）、金融法務演習（４単位）の計８単位からなる金融法務パックを新設する。結果、計４単位の増加となる。

*金融法務演習（新設）については、債権保全法務、金融商品取引法務、預金・信託法務の幅広い分野を取り扱うものとし、民商法教員のリレー担当制とする。

*経過措置として、2011年度、保険法、金融法のいずれか２単位以上の既取得者につき、新カリ・金融法務演習の受講登録を認めることとする。

b. 総開講科目単位数増加を受けての、一部先端・展開科目の収束

以下のパック科目につき、パック制を収束するとともに、演習科目につき、これを廃止する。

（ ）企業法務演習（４単位）を廃止し、併せて、企業法務（２単位）、企業法務（２単位）を非パック科目とする。計４単位の減少

*なお、企業法務パックの受講予定者については、企業法務演習に代え、コーポレート・ロー先端演習の受講につき履修指導する。

（ ）都市・住宅法務演習（４単位）を廃止し、併せて、都市・住宅法務（２単位）、都市・住宅法務（２単位）を非パック科目とする。結果、計４単位の減少となる。

以上の改正を踏まえ、各パック科目のプログラム上の位置づけを以下のとおりとする。

先端・企業法務プログラム：倒産処理法務パック、税法務パック、知的財産法務パック、経済法務パック、金融法務パック

国際・公共法務プログラム：刑事法務パック、公共法務パック、環境法務パック、国際関係私法パック、国際関係公法パック

（生活・人権法務プログラム）：労働法務パック、家事法務パック、消費者法務パック

パック科目の見直し・新設と軌を一にし、重複的な科目の収束等の観点から、以下の先端・展開科目を廃止、また一部科目名称の変更を行う。

（ ）「子どもと人権」（２単位）、「外国人と人権」（２単位）合計２科目・４単位を廃止。

（ ）「高齢化社会と法」につき、「社会保障法」に改称するとともに、一部内容の変更を行う。

なお、上記すべての先端・展開科目分野における改革を行った前後の単位数の増減は±０である。

従前のパック科目を含め、廃止される科目に関しては、2010年度以前入学者に関しても、2011年

度以降開講しない（この点に関して特段の経過措置は設けない）こととする。この点に関しては、パック制の位置づけにつき、パック受講はあくまで推奨であり、修了要件とは連動しない旨の説明を徹底するとともに、併せて、カリキュラム改革の趣旨につき、基本的には廃止対象科目につき何らかの対応科目の受講が可能である旨等、既入学者への丁寧な説明を実施する。

c. 行政法分野における演習を6クラス化し、法律基本科目演習科目の6クラス化を完成する。

d. 「外国法務特殊講義」（仮称）の新設

法科大学院は2010年5月に全北大学（韓国）と交換留学協定を締結し、早ければ2011年度には交換留学生を派遣することが想定される。したがって、交換留学先での受講科目の単位認定用科目名として上記科目を新設する。なお、今後同様の交換留学協定が締結される場合もこの科目名を用いる。

科目名：「外国法務特殊講義」（仮称） 単位数：1単位、2単位

成績評価：N（認定） 区分：先端・展開共通科目分野

なお、相次ぐカリキュラム改正で、時間割編成等が困難化している現状に鑑み、2011年度改正に関しては、パック制度の位置づけに関する一定の整理（見直し）を行う中で、経過措置についてはこれを必要最小限の範囲に止め、基本的に遡及的な改正とすることとした。

厳格な成績評価と修了者の質の向上に向けた進級制の採用と履修前提制の収束、再試験制度の廃止

2009年度には、段階的に履修前提制を収束し、これに替えて進級制を導入することを決定した。2010年度はL1が対象となったが、11名（25%）の原級留置者が生じることとなった。これは、成績判定厳格化の方向に沿い、進級制が適切に運用された結果と評価される。

法科大学院からの研究者・教員育成のために新設した「特定研究」についても2010年度（導入初年度）1名の受講実績を確保した（刑法分野）

入試・カリキュラム一体改革の検討による、既修者入試5科目化の決定に伴い、2012年度からのカリキュラム改革の具体案（民事訴訟法関係・刑事訴訟法関係・民法分野での充実策等）につき、具体案を決定した。さらに、年度後半には、実務基礎科目の見直しに関するワーキングチームでの検討を行い、要件事実教育の強化等の観点からの改革方向につき、教授会に報告した。

・FD等の授業改善

2010年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から9名（内、実務家教員2名）のメンバーで構成された。FD委員会は、夏期休暇中を除き、平均月1～2回（合計10回）開催し、FD活動の方針作成と具体化を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は以下の通りである。

教学改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自の教学改善アンケートを、全科目・全クラスについて行な

った。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後5～6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第2回目も、一昨年から方法を変更し、最終授業時にアンケート用紙によって実施した。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。実施科目率は、ほぼ100%である。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに（その結果、中間段階でのアンケートで明らかとなった問題点が改善され、そのことが最後のアンケートで確認できた科目も少なくない）、FD委員会で委員が分担して分析を行なった結果を集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めた。また、分析結果の概要は、Web上で公表している。

前期第1回アンケートは、5月に、授業5ないし6週目に行われ、全科目で実施された。回収率は88%であり、全体を通じて、「非常に良く理解できる」14%、「だいたい理解できる」70%、「非常に満足」24%、「満足」61%となっている。昨年同時期のアンケートでは、「非常に良く理解できる」11%、「だいたい理解できる」71%、「非常に満足」23%、「満足」58%だったので、いずれも、積極的な評価をする回答者の比率が、やや上がっている。

前期第2回アンケートは、前期最終授業日に実施された。回収率は全体で83%であり、全体を通じて、「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」69%となっている。この数字は、2009年度前期の「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」68%ともほぼ同じである。「力がついた」は56%であり、「つかなかった」とするものは4%だが、「わからない」とするものが40%おり、定期試験の結果等と照らし合わせた分析が必要である。「ぜひ薦めたい」31%、「薦めたい」58%で、満足度は極めて高い。

後期第1回目アンケートは、授業開始後5～6週目に実施され、回答率は85%であった。全体を通じて、「非常によく理解できる」16%、「だいたい理解できる」71%であり、前期第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」14%、「だいたい理解できる」70%とほぼ同様に、理解度に関する自己認識は高くなっている。「非常に満足」は29%、「満足」が58%であり、2009年度後期第1回目の「非常に満足」27%、「満足」56%とほぼ同じになっている。

後期2回目アンケートは、前期最終授業日に実施した。回収率は全体で85%であり、全体を通じて、「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」70%となっている。「力がついた」は58%であり、「つかなかった」とするものは3%だが、「わからない」とするものが38%おり、定期試験の結果等と照らし合わせた分析が必要である。「ぜひ薦めたい」35%、「薦めたい」54%で、満足度は極めて高い。

なお、アンケートの項目についてFD委員会で検討を行ったが、第2回目の「力がついたか」という項目の選択肢のうち、「分からない」とする肢については分析が難しいことから、次年度において工夫することとなった。

F Dフォーラム

2010年度は、3回のF Dフォーラムを実施した。そのテーマと概要は以下の通りである。

第1回 2010年7月6日

テーマ：再試験廃止後の成績評価のあり方

本年度入学のL1から再試験制度が廃止され、従来の履修前提制に代え進級制度が導入された。これらの改革は、成績評価のあり方にも影響を与えるものであることから、第1回F Dフォーラムでは、従来からの成績評価に関する議論の到達点や実態を整理した上で、新制度における成績評価のあり方について意見交換を行った。

報告1 「成績評価基準に関する本研究科でのこれまでの議論」 市川正人教授

報告2 「成績評価の実態 08年度、09年度成績評価結果より」 吉村良一教授

第2回 2010年11月9日

テーマ：実務科目の現状と課題 - リーガルクリニック、エクスターンシップを中心に -

本法科大学院のカリキュラムでは、「リーガルクリニック」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」を選択必修として置き、全員が受講することになっている。今回のF Dフォーラムでは、これらの科目の現状と、今後の改善課題を中心に、実務科目全体のあり方についても検討した。

報告1 「立命館大学法科大学院における臨床科目の現状と今後の課題」 松本克美教授

報告2 「実務科目（リーガルクリニック・エクスターンシップ）の履修状況と課題」
藤原猛爾教授

コメント 大島雅弘教授

第3回 2011年3月8日

テーマ：「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）」をどう受け止めるか

「法科大学院における共通的な到達目標」（いわゆる「コア・カリキュラム」）が策定された。F Dフォーラムでは、すでに、第一次案が発表された段階で、その内容について検討する機会を持っているが、今回は、「コア・カリキュラム」が策定されたことを踏まえ、立命館法科大学院の教育の中でそれをどう受け止めていくかについて、意見交換を行った。

報告1 「『共通的な到達目標』をどのように位置づけるべきか？」 松宮孝明教授

報告2 各分野からの報告

「民法について」 和田 真一教授、「刑法の検討」 浅田和茂教授

「商法分野」 山田泰弘教授、「刑事訴訟法」 淵野貴生教授

「憲法分野」 市川正人教授、「民事訴訟法分野」加波眞一教授

授業参観

F D活動の一環としての授業参観については、2009年度において、3年計画で全科目の参観を行うことを決め、2009年度はL1科目について実施した。2010年度の授業参観は、L2S1の法律基本科目の全科目について実施した。加えて、新しい科目、新しい担当者の科目についても実施した。対象科目数は前期が26、後期が27であり、F D委員を中心に、延べ前期2

8名、後期28名の教員が参加した。参観者は終了後、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の3項目からなる報告書を作成し、この報告書は写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD委員会で分析検討を行った。

その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発進していくために、2006年度からFDニューズレターを発行しているが、2010度は2011年4月に第5号を発行した。

V. 2011年度入試

1. 2011年度入試をめぐる状況

適性試験の受験者は減少し続け2010年の受験者数は2004年の44.5%となり、本学法科大学院の志願者も年々減少し、非常に厳しい環境が続いている。

従来から、入試の倍率2.0以上（志願者から1次合格で2次不受験者を引いた数と合格者数を用いた文科省基準）の確保が求められているが、メディアによる法曹の就職難など報道によるあおりもあって、法科大学院志願者を増加させることは現実には難しい。志願者層に訴求するポイントである、新司法試験の合格者数や合格率については、本学法科大学院はここ数年、合格者数全国10位以内、関西4私大ではトップの成績を得ることができていたが、2010年司法試験では、修了直後の受験者からの合格者が減り、合格者数で全国10位以内に入ることができず、関西4私大の中でのトップの位置を譲りわたした。他方で、地理的には首都圏が優位、国公立対私学では、大学生の国公立志向と授業料の格差で国公立優位の傾向が続いており、競争が一層激しくなっている。

このような環境の中で、本学法科大学院は、今後とも引き続き、入学者の学習状況に即した教育指導を行い、新司法試験合格レベルを向上させる努力をし、そのことで志願者の質量が向上し、さらに新司法試験合格レベルが向上するというサイクルの確立をめざす必要があり、情勢変化に即応した入試方法や広報の改革が求められている。

2. 2011年度入試の実施

(1) 実施日程

	前期入試	後期入試
出願期間	7/26-8/2	1/17-1/24
科目選考	9/2-9/3	2/20
合格発表	10/4	3/4
1次手続	10/5-10/15	
2次手続	3/7-3/14	3/7-3/14 (後期は1次2次同時に手続き)

(2)試験会場

前期・後期とも京都（衣笠キャンパス）と昭和女子大学＜東京都世田谷区＞の2箇所。

(3)入学試験方式

2011年度入試も、2009・2010年度入試を踏襲し、A方式（未修者専願） 社会人特別（未修者専願） B方式（既修者専願）とし、前期日程においてはA方式とB方式の併願を認めている。

(4)奨学金制度

2008年度入学者から、A奨学金が授業料免除15名、B奨学金は60万円支給40名とし、A、B奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって資格者を決定する方式に改めたが、2011年度入試もそれを踏襲した。

3. 実施状況

2011年度試験志願者、合格者などの状況を、各項目別に過去3ヵ年度の比較で示すと以下のとおり（A B方式の合格者欄の数字は「A方式合格者/B方式合格者」。A方式（ ）内は社会人特別入試の内数）。

[1]前期

入試志願者数

	A方式	B方式	合計
2009年度入試	245(26)	355	600
2010年度入試	186(17)	320	506
2011年度入試	160(14)	281	441

一次合格（参考） 2011年度は二段階合格方式を廃止

	A方式	AB方式	B方式	合計
2008年度入試	236	81	256	573
2009年度入試	223(20)		331	554
2010年度入試	167(14)		301	468

合格

	A方式	B方式	合計
2009年度入試	93(12)	175	268
2010年度入試	91(11)	165	256
2011年度入試	80(5)	147	227

[2]後期

入試志願者数

	A方式	B方式	合計
2009年度入試	37	94	131
2010年度入試	24	102	126
2011年度入試	29	114	143

一次合格(参考) 2011年度は二段階合格方式を廃止

	A方式	AB方式	B方式	合計
2008年度入試	47		123	170
2009年度入試	33		80	113
2010年度入試	20		90	110

二次合格

	A方式	B方式	合計
2009年度入試	10	35	45
2010年度入試	6	28	34
2011年度入試	6	29	35

4. 課題

(1) 志願者数と競争倍率

志願者の減少は続いているが、後期入試の志願者が昨年の113.5%となっている。

志願者数を増加させ、定員の充足と競争倍率2倍の確保とを両立させることは困難な面があるが、今後ともそれを追求し、教学改善と広報などに努める必要がある。

(2) 入試日程・入試会場

国公立、関東の私学をめざす学生にも受験しやすい入試日程を検討する必要があり、この点はずでに2011年度入試は9月入試を2週間程度前倒したが、関西大学も同様の変更を行ったため、2011年度入試の前期9月入試については、引き続き関西大学と併願が不可能となった。来年度以降、関西学院大学が複数回の入試を実施する可能性があり、入試日程の調整が必要となることも考えられる。

2011年度入試から新規に東京で未修入試を実施した。引き続き、広報に力を入れ、関東圏からの受験者を確保することが必要がある。

京都の受験会場は教室条件の都合から衣笠キャンパスを利用している。しかし、衣笠キャンパスは、JR、私鉄の主な駅からのアクセスが悪く、大阪市以西や以南の受験生を取り逃がしている可能性がある。2013年度入試に向けては、関西での入試会場の新設や京都会場の変更も検討課題である。

(3)奨学金

国公立および競合関係にある私立大学との競争上は、本学法科大学院が大規模な奨学制度を有することが対抗手段としては重要である。2008 年度入学者から奨学金給付を単年度制に見直したが、最優秀層には 2 年間の支給の保障が魅力になる可能性はあり、増額の要請も含めて、さらに検討を続ける。ただし、入試成績と新司法試験実績が必ずしもリンクしないことから単年度給付に変更した経緯があり、直近のデータでこの相関を再調査する必要がある。

(4) 広報

従来の新聞社主催や予備校主催の説明会については効果を考慮して、精選を行い、東京、大阪のキャンパスを利用した独自企画も検討の余地がある。本学法学部生への広報も引き続き強める必要がある。

5. 2012 年度入試の改革点

入試環境の急速な悪化に伴い、入試改革のためのワーキングチームの提案をもとに検討し、教授会として、2012 年度入試からは以下の改革を実施することを決定している。

(1) 試験日程

出願期間を約 1 週間長くする。

合格発表を早める。

(2) 入学試験方式

適性試験配点は 80 点満点から 100 点満点（300 点満点を換算）に変更し、さらに適性試験の基準点を設定する。

学部成績 GPA 配点をなくす。書類点は、150 点に変更。

既修者入試（B 方式）の法律科目試験から刑事訴訟法と民事訴訟法をなくし、5 科目入試とする。これにともない、民法（120 点）・商法（50 点）を民事法として 105 分・170 点で実施し、刑法は刑事法として 60 分・100 点で実施。既修者入試の法律科目試験を 520 点満点から 420 点満点に変更。

エントリーシートの項目の細分化をやめて、大きなものとする。

(3) その他

2012 年度から、「法科大学院修了生は受験資格を認めない。」ことを決定している。

学習・進路就職支援

1 学習支援

履修指導

プログラム・バック制度の在り方については、2010 年度からのカリキュラム改革（履修前提制の廃止、進級制の導入を含む）を受け、2011 年度からは履修推奨であることを履修要項に明記した。

正課のフォローアップ

今年度も全教員がオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了直後の質問の受付は、時間割が許す限り、全ての科目で励行されていると言える。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取ったりするなど、工夫されている科目もある。

LET の活用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB 等により提供される判例、文献情報等、法科大学院の学習生活に LET は欠かせない存在となっている。

また、2005 年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。憲法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法等で活用されている。法律基本科目（必修）で活用されている結果、相当割合の院生が利用する機会を持てたことになる。さらに、2009 年度より、院生の学修の便宜のため、法律基本科目に関し、過去の定期試験問題を LET 上で公表している。

入学前指導など

未修者の法科大学院学習への導入をスムーズにするため、民法を中心に入学前プログラムを本年度も実施し、添削指導等を行った。また、スクーリングを朱雀キャンパスにおいてゼミ形式（出席任意）で行った。もっとも、その参加者は減少傾向にある。

このほか、入学前ガイダンスを 9 月試験合格者に対しては 10 月 24 日（参加人数 68 名 [未修 28 名・既修 40 名]）に行い、入学直前期である 3 月 12 日には 9 月試験合格者に加え 2 月試験合格者を対象として行った（参加人数名 60 名 [未修 19 名、既修 41 名]）。入学前ガイダンスでは、模擬授業、学習案内、在学生によるアドバイスや施設見学、質問の受付や相談を行った。

オリエンテーション企画

2009 年度からは、企画内容を精選し、日程を短縮した。

授業懇談会・学生面接

学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容に関して懇談を行った。法科大学院設置初期と異なり学生からの意見は減少しつつある。学生面接は、前後期 2 回行った。例年通りである。

2 進路就職支援

新司法試験について

新司法試験に関連する弁護士ゼミ等は 2010 年度もエクステンションセンターが実施した。エクステンションセンターは、立命館大学が学生・院生の進路・就職および卒業生を含む社会人の生涯教育に寄与することを目的として設置する全学のセンターであり（立命館大学「立命館大学エクステンションセンター運営規程」（2007 年 6 月 6 日）1 条）本学法科大学院とは独立した組織である。

キャリアデザイン

法科大学院の在学生や修了生が将来進路である法曹像を明確化する機会を与えるために、2009 年度より、エクステンションセンター主催による講演会、大手弁護士事務所への訪問・見学会が実施されている。2010 年度は、OB 法曹講演会「大手法律事務所の実務と採用動向」（実施時期：6 月上旬。参加者数：31 名）OB 弁護士所属事務所訪問会（実施時期：7 月下旬（北浜法律事務所）参加者数：16 名、8 月上旬（淀屋橋・山上合同）参加者数：20 名）が実施された。

このほか、2008年度から毎年、法科大学院同窓会主催（法科大学院、キャリアオフィス後援）により、法曹就職活動の実態を在学生・修了生に紹介する講演会が年2回（5月末、9月下旬）開催されている。

修了生への就職支援としては、こらのほか、大手弁護士事務所のサマークラークの募集の告知を受けて、エクステンションセンターがLETに情報を開示している。

その他

法科大学院において深刻なのは、司法試験受験を諦め進路を変更した者や受験の回数制限を超えた者（いわゆる「三振者」）に対するフォローをどのようにしていくかである。進路変更を希望する者に対する対応は、2009年10月からは、エクステンションセンターを朱雀キャンパスにおける一次相談窓口と設定し、エクステンションセンターでの相談を受けて、進路変更希望に応じ、全学のキャリアオフィス（民間企業への就職希望の場合）やエクステンションセンターの公務員試験担当といった部署に対応を引き継ぐ体制が整備されている。エクステンションセンターにより、本学就職システムである Campus Web を通して、求人票の公開もしている。

本法科大学院の新司法試験合格者数は、2010年度で全国14位であるが、これらの受験回数の制限を超えた者を一定数出すことは避けられない。これらの者が今後、順次増加することは確実に予測できることから、エクステンションセンターと連携した修了者の全体的な進路状況の把握をはじめ、法科大学院としての対応の検討が必要となる。もっとも、一法科大学院による対応には限界があることから、ジュリナビ（法科大学院修了者向けの就職支援サイト）等の全国的な対応との連携が進められるべきであり、今後とも、キャリアオフィスとの連携を強化する必要がある。

教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

教育支援体制につき、事務職員については、増員こそなされていないものの、ローテーションの安定化を通じ、実質的なサポート力の向上が図られている。また本研究科では、教育の充実、とりわけ法学未習者（1年目が重要だが2年目以降も含む）の学力向上のため、きめ細かい指導が必要となるため、TA制度を活用している。

TAの主な活動内容は、チューター業務（教員が特定判例・テーマ等の解説を依頼 毎週の決まった時間帯にTAが解説 受講者から質問を受け付ける）や小テスト監督業務等の通常業務である。これらの活動をTAに担ってもらい、学生の成績向上、基礎力量の充実をサポートしている。

法務研究科の運営について

かつて、大学全体の会議日や各種委員会の開催との関係で、法学部教授会と法科大学院教授会の開催日・開催時間帯が重なってしまい、事実上、法科大学院教授会に出席が困難なダブルカウント教員が一部出てしまった。そこで、2007年度後半開催の教授会から、法科大学院教授会と法学部教授会の開催時間をずらし、また、法学部教授会に出席するダブルカウント教員は、テレビ会議で法科大学院教授会に出席できるよう工夫した。

2010年度に、一部の教員を法学部専属とするとともに、他の教員を法科大学院専属とすることを決定し、2011年度からは、このダブルカウント問題は解消することになる。

研究業績

浅田和茂

著書:(共同編訳書)アルビン・エーザー『医事刑法から統合的医事法へ(上田健二との共同編訳)』2011年02月成文堂

論文:(単著)医療観察法と2つの最高裁判例 2010年07月季刊刑事弁護 63号(44-51頁)

論文:(単著)Funktion der Strafe und Massregelbehandlung 2010年09月 Rosenau/Kim (Hrsg.), Strafrecht und Strafgerechtigkeit (111-120頁)

論文:(単著)刑法における判例と立法の役割 ヨーロッパ法教義学の日本化の一例 2011年02月松本博之・野田昌吾・守矢健一編『法発展におけるドグマティックの意義』信山社(183-194頁)

論文:(単著)裁判員裁判の量刑の基本問題・刑法理論の観点から 2011年06月季刊刑事弁護 66号(26-33頁)

翻訳:(単著)ヴォルフガング・フリッシュ「刑法の展開にとっての法教義学の意義について」同上(195-215頁)

その他:(単著)富高彩「不可罰的・共罰的事後行為論と財産罪の成否(1)(2・完)」2010年08月法律時報 82巻9号書評(112-115頁)

その他:(共著)仲道祐樹「実行行為概念による問責行為の特定」「複数行為による結果惹起における問責対象行為の特定」「行為概念と回避可能性の関係」(高山佳奈子氏と共著)2011年06月法律時報 83巻7号書評(111-116頁)

井垣 敏生

その他:(共著)日本国憲法と裁判官 2010年11月日本評論社

その他:(講演)「弁護士からみた高裁に期待すること」2011年02月大阪高等裁判所の審理充実研究会

その他:(講演)「裁判所及び代理人弁護士から見た有効な訴訟追行、訴訟準備について」2011年02月企業法務の担当者のセミナー

生熊 長幸

論文:(単著)新基本法コンメンタール不動産登記法 2010年11月日本評論社(296頁~305頁, 307頁~311頁)

論文:(単著)仮登記担保および譲渡担保における弁済期到来後の受戻権の行使 2011年03月立命館法学 333・334号(立命館大学法学会(59~90頁))

論文:(判例評釈)担保不動産収益執行における収益に係る給付を求める権利の帰属および担保不動産の賃借人からの相殺

2010年04月ジュリスト1398号(87~88頁)"

論文:(判例評釈)賃借人が賃貸人に対する債権による相殺を担保不動産収益執行の管理人に対して対抗することの可否 2010年09月金融判例研究20号(金融法務事情1905号)(33頁~36頁)

市川 正人

著書(共著)『基本的人権の事件簿[第4版]』2011年03月有斐閣(89-92、153-161、213-221、249-257頁)

論文:(単著)『『厳格な合理性の基準』についての一考察』2011年03月立命館法学333・334号91-115頁

論文:(単著)『法科大学院における大学院教育の課題と展望』2011年03月立命館高等教育研究11号15-27頁

その他:(単著)『署名活動と表現の自由 - 岐阜・関ヶ原人権裁判に関連して』2010年08月季刊救援情報66号24-36頁

その他(単著)『付随的違憲審査制における憲法判断(1)』2010年10月法学セミナー増刊『速報判例解説 Vol.7』10頁

その他(単著)『国家公務員による政党機関誌等の配布に対して国家公務員法の罰則規定を適用することが憲法に違反するとされた事例』2010年10月速報判例解説・文献番号z18817009-00-010390557(web版2010年10月12日掲載)(<http://www.tkclcx.ne.jp/lexbin/DBCommentary.aspx>)

その他(単著)『[ブック・レビュー]水島朝穂著『18歳からはじめる憲法』』2010年11月法学セミナー672号128頁

出田 健一

論文:(単著)大詰めを迎えたNTTのたたかい 2011年02月民主法律284号

上田 寛

著書:(共著)『刑法各論講義(第4版)(生田・内田・名和・上田)』2010年04月有斐閣

論文:(単著)Crime in Japan and its relation to international organized crime 2011年03月 Human Security, Transnational Crime and Human Trafficking -Asian and Western perspectives-, edited by Okubo and Shelley Chapter 5.

加波 眞一

その他:(単著)『特許権侵害訴訟確定判決に対する無効審決確定を理由とする再審の可否』《判例解説》2010年07月日本評論社、椿寿夫他編『判例リマークス41号』(122頁~125頁)

その他:(単著)『「確定判決と損害賠償請求」』2010年10月有斐閣、高橋宏志他『民事訴訟法判例百選』(186頁~187頁)

北村 和生

著書:(共著)『行政法の基本[第4版](北村和生、佐伯彰洋、佐藤英世、高橋明男、加波 眞一)』2010年04月法律文化社(P85~P116、P205~P244)

著書:(共著)『事例研究行政法[第2版](曾和俊文、金子正史、野呂充、北村和生、安本典夫、中原茂樹、佐伯祐二、荏原明則)』2011年03月日本評論社(58~72頁、129~141頁、239~254頁、

264～303頁、472～480頁)

論文:(単著)「最判平成 21 年 4 月 23 日」2010 年 04 月日本評論社法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.6 29-32 頁

論文:(単著)「鳥取地判平成 21 年 10 月 2 日」2010 年 04 月日本評論社法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.6 61-64 頁

論文:(単著)「最判平成 21 年 4 月 28 日」2010 年 04 月有斐閣ジュリスト増刊 1398 号 68-69 頁

論文:(単著)「最判平成 21 年 12 月 17 日」2010 年 10 月日本評論社法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.7 65-68 頁

論文:(単著)「最判平成 22 年 2 月 23 日」2010 年 10 月日本評論社法学セミナー増刊・速報判例解説 Vol.7 77-81 頁

論文:(単著)「最判平成 22 年 6 月 3 日」2010 年 12 月有斐閣民商法雑誌 143 巻 3 号 342 357 頁

倉田 原志

論文:(単著)「労働法と憲法」2010 年 05 月憲法問題 21 号 65-76 頁

論文:(単著)「労働関係における信仰の自由の保障と限界 ドイツにおける判例を中心として」2010 年 10 月大石眞ほか編『各国憲法の統合と差異』541-562 頁、成文堂

論文:(単著)「ドイツにおける閉店時間規制の緩和と基本権・覚書」2011 年 03 月立命館法学 2010 年 5・6 号 610-638 頁

斎藤 浩

論文:行政事件訴訟法改正 5 年見直しの課題 2010 年 07 月自治研究 1037 号

論文:国賠、住民訴訟、国と地方関係の実務 2010 年 07 月月刊自治フォーラム

論文:行政事件訴訟法(取消訴訟以外)の実務 2011 年 01 月月刊自治フォーラム

佐上 善和

論文:(単著)「非訟・家事審判事件における不服申立て 2010 年 09 月ジュリスト 1407 号(39-48 頁)

島田 志帆

論文:(単著)「競業者に対する株主名簿の閲覧制限 - 日本ハウズイング事件を契機として - 」2010 年 12 月『立命館法学』、立命館大学法学会 2010 年第 4 号、pp.138～170

その他:(共著)『竹濱修編『基礎クラス+ 会社法「15.持分会社」』2010 年 09 月法律文化社 pp.269～284

田中 恒好

その他:(コメント)コメント:「企業法務が直面する課題と改革に向けた経営の観点からの提言」に対するコメント 2010 年 07 月国際商取引学会年報 2010 年第 12 号 180 頁～183 頁(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

平井 利明

その他:(共著)「医療訴訟判例データファイル」2010 年 06 月新日本法規出版株式会社

その他:(共著)医療訴訟の「そこが知りたい」注目判例に学ぶ医療トラブル回避術 2010 年 06 月日経 BP 社

その他:(雑誌)身体拘束に「適法」判断 最低限の受傷防止策と最高裁 2010年04月日経メディカル
その他:(雑誌)「この10年の医療訴訟のトレンド」2010年11月日経メディカル
その他:(雑誌)「手術適応ありと判断も説明義務違反で賠償命令」2010年11月日経メディカル
その他:(雑誌)特別対談「専門弁護士2人が総括する」2010年12月日経メディカル
その他:(講演)「医療安全と電子カルテについて」2010年05月大学病院
その他:(講演)「保証・物上保証の留意事項」(名古屋)2010年04月株式会社事務(債権管理実務研究会)
その他:(講演)「医事事件についての最近のトピックス」2011年01月医師会の地区会における講演
その他:(講演)「暴力患者等退院困難患者の対応について」2011年02月公立病院における講演
その他:(講演)「動産譲渡担保権をめぐる最新動向～最決平22/12/2を契機として」2011年03月債権管理実務研究会(株式会社商事事務)
その他:(講演)「精神科医療における医療安全等について」2011年03月公立の精神科病院

藤原 猛爾

その他:(共編著)「公害・環境訴訟と弁護士の役割」2010年09月法律文化社

淵野 貴生

論文:(単著)「刑事司法改革の理念と捜査の構造」2011年02月法律時報83巻2号41-46頁(6頁)

その他:(共著)後藤昭=白取祐司編『新・コンメンタール 刑事訴訟法』2010年07月日本評論社・第1編第12章「鑑定」316~341頁(26頁)

- ・第1編第13章「通訳及び翻訳」342~356頁(15頁)
- ・第1編第14章「証拠保全」357~366頁(10頁)
- ・第1編第15章「訴訟費用」367~387頁(21頁)
- ・第1編第16章「費用の補償」388~410頁(23頁)
- ・第2編第3章第2節「争点及び証拠の整理手続」714~811頁(98頁)

の各部分を担当(担当部分は単独執筆)。

その他:(共編著)葛野尋之・中川孝博・淵野貴生編『判例学習・刑事訴訟法』2010年09月法律文化社第1編「訴因」132~157頁(26頁)

その他:(単著)「現行犯逮捕について、明白性要件を満たさず違法であり、さらに別件逮捕としても違法であるとして、身体拘束を利用して得られた証拠を排除し、無罪を言い渡した事例(大阪高判平成21年3月3日)」2010年04月法学セミナー増刊・速報判例解説6号205~208頁(4頁)

その他:(単著)「証拠とすることの同意」2011年03月有斐閣別冊ジュリスト『刑事訴訟法判例百選〔第9版〕』186~187頁(2頁)

松宮 孝明

論文:(単著)詐欺罪の罪数について2010年06月立命館法学329号(2010年6月)1-26頁

論文:(単著)判例研究 原判決確定後の免訴事由発生と再審判決 横浜事件再審最高裁判決
2010年06月立命館法学329号(2010年6月)242-259頁

論文:(単著)わが国の死因究明制度の概観と問題点2010年07月年報医事法学25号(2010年7月)

45-51 頁

論文:(単著)「刑罰から自由な領域」の再定義と明確化 2010 年 08 月法律時報 82 巻 9 号(2010 年 8 月) 4-7

論文:(単著)司法制度改革と刑事法 刑事裁判は変わったか 2010 年 09 月法の科学 41 号(2010 年 9 月) 56-63 頁

論文:(単著)「結果無価値論」と『行為無価値論』を対比させる意味について 2010 年 12 月犯罪と刑罰 20 号(2010 年 12 月) 9-26 頁

論文:(単著)罪刑法定の原則と刑法の解釈 2010 年 12 月立命館法学 332 号(2010 年 12 月) 171-191 頁

論文:(単著)「裁判員裁判と未必の故意」を問題とする視点 2011 年 01 月法律時報 83 巻 1 号(2011 年 1 月) 80-83 頁

論文:(単著)再審請求審における訴因変更の可否 2011 年 03 月立命館法学 333・334 号(2011 年 3 月) 1363-1377 頁

松本 克美

論文:(単著)「判批・新築マンションの買主が当該マンションの建材から放散されたホルムアルデヒドによりシックハウス症候群、化学物質過敏症に罹患したことに対して、マンションの売主の不法行為責任に基づく損害賠償請求が認容された事例(東京地判平成 21・10・1)」2010 年 9 月) 2010 年 09 月現代消費者法 8 号 77-86 頁

論文:(単著)「欠陥マンション問題 近時の判例動向と課題」2010 年 10 月マンション学 37 号 24-31 頁

論文:(単著)「日本におけるアスベスト訴訟の現状と課題」2010 年 10 月立命館法学 330 号 862 - 882 頁

論文:(単著)「侵害行為者の特定と共同不法行為責任の成否」(2011 年 3 月) 2013 年 03 月立命館法学 333・334 合併号 2838-2862 頁

論文:(単著)「判批・売買目的物である建物の瑕疵についての損害額から『居住利益』・『建物耐用年数伸長利益』を控除することの可否(最判平成 22・6・17)」(2011 年 3 月) 2011 年 03 月法律時報 834 号 143-146 頁

その他:(学会報告)「従軍慰安婦訴訟が問うたもの・今後の課題」2010 年 06 月女性・戦争・人権学会 2010 年度第 12 回大会シンポジウム「女性国際戦犯法廷」10 年を迎えて ハーグ判決実現に向けた課題と展望(於・同志社大学)

その他:(研究会報告)「時効法改革の視点と課題」2010 年 08 月民主主義科学者協会法律部会・民法法夏合宿研究会

その他:(講演)「欠陥住宅被害の救済からみた民法改正課題」2010 年 05 月欠陥住宅被害者全国協議会・第 11 回京都大会

その他:(講演)「欠陥住宅訴訟における『居住利益』・『耐用年数伸長利益』控除否定論 最判平成 22・6・17 判決の意義と課題」2010 年 7 月 29 日、於：京都弁護士会館) 2010 年 07 月欠陥住宅京都

ネット 2010 年度第 1 回定例研究会

水野 武夫

論文:(単著)行政訴訟の新展開 2010 年『現代法律実務の諸問題 平成 21 年版』、第一法規

湊 二郎

論文:(単著)「建設管理計画の瑕疵と補完手続」2010 年 12 月『近畿大学法学』、近畿大学法学会 58 巻 2=3 号、373~424 頁

村田 敏一

論文:(単著)財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の規整に関する幾つかの問題(1)2011 年 03 月立命館法学第 333・334 号、2010 年第 5・6 号、1467 頁~1495 頁

論文:(単著)新保険法の総論的課題について—契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に—2011 年 03 月保険学雑誌第 608 号、3 頁~22 頁

論文:(単著)新株予約権の有利発行に関する一考察 2010 年 06 月立命館法学第 329 号、2010 年第 1 号、82 頁~109 頁

薬師寺 公夫

論文:(単著)Legislation of the Act on Civil Jurisdiction over Foreign States, Acceptance of the U.N. Convention on Jurisdictional Immunity of States and Their Property, and Their Possible Effects upon the Jurisprudence of Japanese Domestic Courts on State Immunity,2011 年 03 月 The International Law Association of Japan JAPANESE YEARBOOK OF INTERNATIONAL LAW, No.53 (2010), pp.202-242.

論文:(単著)「国連の平和執行活動に従事する派遣国軍隊の行為の帰属 ベーラミ及びサラマチ事件 決定とアル・ジェッダ事件判決の相克」2011 年 03 月立命館大学法学会『立命館法学』第 333・334 号(2011 年 3 月) 3033-3082 頁

論文:(単著)船舶の国籍と旗国の国際請求権 2010 年 07 月有信堂日本海洋法研究会現代海洋法の潮流 第 3 巻「日本における海洋法の主要課題」3-49 頁

山口 直也

著書:(共著)トピックからはじめる法学 2010 年 06 月成文堂 31 頁 - 40 頁

論文:(単著)少年刑事被告人の刑事裁判のあり方に関する一考察 2010 年 10 月『立命館法学』331 号 175 頁 - 217 頁

論文:(単著)少年司法手続における審判非公開及び逆送の再検討 2010 年 11 月『龍谷大学矯正・保護センター研究年報』7 号 172 頁 - 186 頁

論文:(単著)犯罪被害者の刑事手続参加と国際人権法 2010 年 12 月『犯罪と刑罰』20 号 175 頁 - 193 頁

その他:(単著)【判例・資料】「判例回顧と展望 2009・刑事訴訟法」2010 年 05 月『法律時報』82 巻 6 号 214 頁 - 227 頁

山田 泰弘

著書:(共著)中東正文 = 松井秀征編『会社法の選択 新しい社会の会社法を求めて』2010 年 10 月商

事法務担当 31 頁～254 頁

著書:(共著)竹瀨修編『基礎クラス+ 会社法』2010 年 11 月法律文化社第 4 章 株式 53-77 頁
第 13 章 役員等の責任、株主代表訴訟 226-248 頁"

論文:(単著)「監査役の任務懈怠責任 最判平成 21 年 11 月 27 日(農業協同組合監事の任務懈怠責任に関する事件)を契機として」2010 年 05 月月刊監査役 570 号 76 - 93 頁

論文:(単著)「役員等の会社に対する責任・株主代表訴訟による法実現の検証」2010 年 10 月法律時報 82 巻 12 号 15-21 頁

論文:(単著)「株主による責任追及等の訴えで追及できる役員等の責任の範囲」2011 年 03 月立命館法学第 333・334 号 1623～1679 頁

論文:(判例紹介)「農協協同組合監事の任務懈怠」2010 年 06 月民商法雑誌 142 巻 3 号 363-370 頁

論文:(判例評釈)「農協協同組合監事の任務懈怠の認定方法」2010 年 10 月判例時報 2084 号 180 - 184 頁(判例評論 620 号 18 - 22 頁)

論文:(判例評釈)「経営判断原則に基づく取締役の任務懈怠の認定方法 最判平成 22 年 7 月 15 日(アパマンショップ株主代表訴訟事件)」2011 年 01 月月刊監査役 578 号 113-123 頁

山名 隆男

その他:(講演)和解・調停の税務 2010 年 07 月日弁連平成 22 年度夏期研修

著書:(共著)相続税・贈与税 2010 年 07 月清文社

吉田 美喜夫

著書:(共同執筆)判例チャートから学ぶ労働法(再掲)2011 年 03 月法律文化社(311-323 頁)、
(115-1321 頁)(177-189 頁)

著書:(共編著者)『労働法(再掲)(名古屋功、根本到、吉田 美喜夫)』2010 年 06 月法律文化社
(152-185 頁)(186-225 頁)(311-323 頁)

論文:(単著)労働契約と使用者の義務 2011 年 01 月旬報社 95-111 頁

その他:(単著)「仕事と生活の調和」の理念と深夜業 2010 年 09 月労働判例 1007 号 2 頁

その他:(単著)「仕事と生活の調和」を保障する労働時間規制を求めて 2011 年 03 月医療労働 533 号
3-13 頁

その他:(判例評釈)外国人研修生の労働者性と最低賃金法の適用 2010 年 07 月法律時報 82 巻 8 号
122-125 頁

その他:(判例評釈)奈良県(医師・割増賃金)事件 2010 年 08 月判例時報 2078 号 193-197 頁

吉田 容子

その他:(単著)男女平等の国際比較 2010 年 07 月(社)部落問題研究所「人権と部落問題 803」
所収。24 32 頁。

吉村 良一

論文:(単著)「公害・環境法理論の生成・発展と弁護士の役割」2010 年 10 月日弁連公害対策・環境
保全委員会編『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』52～65 頁(法律文化社)

論文:(単著)「泉南アスベスト国賠訴訟判決の検討」2010 年 10 月環境と公害 40 巻 2 号 54～58 頁(岩

波書店)

論文:(単著)「環境損害の賠償」2011年03月立命館法学 333・334号 1769~1802頁

その他(判例評釈):(単著)最判平成21年4月28日2010年民商法雑誌 141巻4・5号 466~484頁

(有斐閣)

渡辺 惺之

翻訳: 翻訳ダグマー・ケスター・バルチン「ドイツ新家事手続法における法的審問の保障と法治国家原則」2010年8月立命館法学 330号 135-150頁

翻訳: エナ・マルリス・バヨンス「オーストリーにおける国際家事手続法と調停(離婚と子どもの監護の問題を中心に)(2完)」2010年12月立命館法学 332号 102-211頁 渡辺惺之

和田 真一

論文:(単著)「信用・名誉毀損訴訟の提起と民法709条の違法性」2010年05月民商法雑誌 142巻2号 83-87頁

論文:(単著)「貸金業等を営む会社の従業員がした金員詐取の事業執行性を否定した事例」2010年08月TKCローライブラリー判例解説民法(財産法) 39

論文:(単著)「私立中学校、高等学校の生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容の一部が変更され、実施されなくなったことが、生徒の親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為となる場合」2010年12月判例評論 622号 23-27頁

論文:(単著)「わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題(1)」2010年12月立命館法学 332号 1-30頁

論文:(単著)「発信者情報の開示を拒否したプロバイダの賠償責任の成否」2011年02月民商法雑誌 143巻4・5号 461-475頁

その他:(共著)判例プラクティス民法 2010年06月信山社 08-314頁

その他:(共著)判例セレクト 2001-2008 2010年12月有斐閣 150頁

以上